

令和4年度

北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会

議 事 録

日 時：2022年10月28日（金）午後2時開会
場 所：かでの2・7 5階 510会議室

1. 開 会

○事務局（本田道民生活課長） 定刻になりましたので、令和4年度北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会を開始させていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます北海道環境生活部くらし安全局道民生活課長の本田と申します。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○事務局（本田道民生活課長） 初めに、くらし安全局長の田辺から開会に当たりご挨拶を申し上げます。

○田辺くらし安全局長 北海道環境生活部くらし安全局長をしております田辺と申します。

北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、皆様、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

道では、犯罪被害者等基本法に基づく国の計画を踏まえまして、平成19年に北海道犯罪被害者等支援基本計画を策定しております。

以降、国の計画の見直しに合わせ、これまで3度の見直しを行いまして、今は、昨年3月に第4次計画を策定しておりますので、これにのっとり、犯罪被害者等を社会全体で支えるための様々な取組を進めているところでございます。

本日の懇談会では、基本計画に基づく施策の実施状況について、また、北海道警察の犯罪被害者支援室から市町村における犯罪被害者支援条例の制定に向けた取組についてのご説明をいただきますので、皆様にはその内容につきましてご意見を賜りたいと存じます。

甚だ限られた時間ではございますが、皆様から忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ですが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎事務局連絡事項

○事務局（本田道民生活課長） 議事に入ります前に、本日ご出席の皆様をご紹介します。

皆様におかれましては、それぞれのお立場で犯罪被害者等支援に携わっておられます。

お1人ずつ簡単な自己紹介をお願いしたいと思いますのですが、私から向かって左側から反時計回りでご紹介させていただきます。

まず、公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンターの高山一枝室長です。

○北海道家庭生活総合カウンセリングセンター北海道被害者相談室（高山室長） 北海道被害者相談室の室長をしております高山と申します。よろしくお願いいたします。

民間の被害者支援団体として身近に被害者の声を聞く機会が大変多うございます。できるだけ被害者の真の声を皆様にお届けできたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 次に、北海道交通事故被害者の会の前田敏章代表です。

○北海道交通事故被害者の会（前田代表） 前田です。

被害者の会は、23年前に道警の呼びかけで設立させていただきます。お手元に会報の65号と66号がありますけれども、被害当事者の声なき声といえますか、私たちは日々何とか生きております。

数年前からこの懇談会に参加させていただいておりますが、そのことが大きな励みになっております。お礼というのはおかしいかもしれませんが、支えていただいている関係機関・団体にこの場を借りて感謝いたします。

いろいろな場でご理解を願うことがあるべき社会につながると考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 北海道弁護士会連合会犯罪被害者支援委員会の山田廣委員長です。

○北海道弁護士会連合会犯罪被害者支援委員会（山田委員長） 山田です。

8月26日に北海道弁護士会連合会の定期大会がありましたけれども、午前中のシンポジウムのテーマが全道179市町村でくまなく犯罪被害者支援条例をつくることを求めるということで大変盛り上がりました。北斗市とせたな町からご報告に来ていただきましたし、被害者2名からもご講演をいただきました。午後の大会では決議案が満場一致で通過し、道弁連から179市町村にその決議案が執行されております。

これから具体的にどのような取組をするかですが、道弁連と札幌弁護士会の委員会の中には条例PTという専門チームがありまして、そこで具体的に検討しているところです。

道警と手を取り合って協調しながら取り組んでいくことが効果的だと思っておりますので、どうかご理解のほどをよろしく願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 一般社団法人北海道医師会の目黒順一常務理事です。

○北海道医師会（目黒常任理事） 北海道医師会常任理事の目黒でございます。

この会には複数回参加させていただいておりますけれども、やっと少し全体像が見えてきた新米です。医療関係としてご協力できることがあればご意見を述べさせていただければうれしいと思います。

どうかよろしく願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 北海道臨床心理士会の山元隆子理事です。

○北海道臨床心理士会（山元被害者支援担当理事） 北海道臨床心理士会から参りました山元と申します。

私は、昨年度から被害者支援担当理事となり、この会には初めて参加させていただきます。

私たちは、犯罪被害のカウンセリングや心の支援に関する事など、日々の業務の中で関わることはあるのですが、心理士自身が制度にまだまだ疎いなというふう感じております。私たちがきちんと知らなければいけないなと思っております、今日は皆様のご意

見を伺い、勉強させていただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 札幌国際大学の鈴木憲治特任教授です。

○札幌国際大学（鈴木特任教授） 鈴木でございます。

私は、今、大学で犯罪心理学を担当させていただいております。その前は、退職しましたけれども、35年ほど札幌家庭裁判所の調査官をしておりました。そのときは、どちらかといいますと、加害少年に主に関わっていたのですけれども、被害者にも被害者調査という形で何度か関わらせていただきました。しかし、知らないことが多いなと感じておりました。大学に転じてからは、先ほど言いました犯罪心理学の中で、被害者の方々が置かれている状況や心理について講義をするのですけれども、15こまのうちの1こましかないのです。

学生は、被害者の方々については全く知識もないわけですが、その学生たちはやがて裁判員として裁判に関わっていくというようなことで、何とかしなければならぬなという事は常々考えているわけですが、なかなか難しいという状況です。

しかも、講義をしても関心を向けてくれる学生がなかなかおりません。今年の4月、少年犯罪か被害者に関わりたいということで道警に就職した学生がやっと1人出たという状況で、若い人たちにこういった状況を知っていただくことができないというもどかしさを持ちながらも日々やっております。

こちらでいろいろと関わらせていただいて、より若い人たちにも現状を知っていただけるような事業もできればいいなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 北海道町村会の三橋繁樹参事です。

○北海道町村会（三橋参事） 北海道町村会の三橋と申します。今年の4月から政務部という部署に配属になりました。

町村役場は道内に144町村ありますが、町村会の会員の144町村で構成をしております。私は、町村役場で所管する教育の問題、または、住民生活といった部門を担当しております。政務部の仕事の概要としましては、北海道庁が策定する施策、または、国が策定する様々な施策に対して道内町村の意見、思いを反映させるといったものです。

本年4月からということでもいろいろと勉強しなければいけないことが多々ありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 札幌高等検察庁の石塚陽子公安事務課長です。

○札幌高等検察庁犯罪被害者等支援対策室（石塚公安事務課長） 札幌高等検察庁犯罪被害者等支援対策室担当課長をしております石塚と申します。

日頃から、当庁の被害者支援業務に専門家の皆様、関係機関の皆様にご協力をいただいておりますことに改めてこの場で御礼を申し上げます。ありがとうございます。

私自身、犯罪被害者支援を4月から担当しております、講演会やシンポジウムですとかに参加させていただいて勉強している最中ではあります。本日、この会には初めての参加となります。本日も勉強させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく

お願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室の駿河健一課長補佐です。

○北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（駿河課長補佐） ただいまご紹介にあずかりました北海道警察本部警務部警務課の犯罪被害者支援室で課長補佐をしております駿河と申します。

この場をお借りしまして、皆様には平素から警察行政の各般にわたりご理解とご協力をいただいていることに厚く感謝を申し上げます。

本日は、北海道の第4次計画に基づく警察が所管する部分の推進状況についてのご報告を差し上げたいと思っております。また、山田委員からもお話がありました特化条例について、皆様のご理解を深めていただくためのお時間をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） なお、北海道市長会の野宮治夫参事におかれましては、ご都合により本日は欠席となっております。なお、野宮参事には資料等を配付させていただき、意見なしとのご意見をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、皆様にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

一番上に次第、それから、出席者名簿、配席図がございます。続きまして、資料1が第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況（概要版）（案）です。資料2が令和4年度（2022年度）第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画推進状況（案）で、より詳しい詳細なバージョンとなります。資料3が犯罪被害者支援条例の必要性についてという北海道警察から提供していただいているものです。

3. 議 事

○事務局（本田道民生活課長） それでは、議事に入らせていただきます。

それでは、議事（1）の基本計画に基づく施策の実施状況についてです。

事務局からの説明後、当計画では北海道警察本部の事業も多数位置づけられておりますので、本日まで出席の駿河課長補佐からもご説明をお願いいたしております。

資料は資料1と資料2となります。

昨年度までは資料2のような情報量の多いものとしておりましたけれども、本年度からはより状況を把握しやすい概要版として資料1を作成しております。

それでは、初めに事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（讃岐道民生活課長補佐） 私は、道民生活課で課長補佐をしております讃岐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは資料の1で道や道教委の施策の推進状況について説明をさせていただき、後ほど道警の取組について駿河補佐から説明をしていただきます。

まず、重点課題第1の総合的推進体制の整備の施策名の1の相談及び情報提供体制の充実の(1)の北海道被害者相談室の機能向上、各種情報の道民等への周知についてです。

まず、道の犯罪被害者の総合相談窓口の運営については、北海道家庭生活総合カウンセリングセンターに運営を委託して実施しております。

令和3年度の実績ですが、相談件数945件となっております。

続きまして、丸の三つ目ですが、昨年度、皆様方からご意見をお伺いしながら犯罪被害者支援ハンドブックを作成しました。こちらを市町村や関係機関に配付させていただくとともに、北海道のホームページに掲載し、支援の拡充を図っております。

続きまして、(2)の性犯罪・性暴力被害者への相談対応、情報提供の充実についてです。

道が設置している性暴力被害者支援センター北海道、通称SACRACH(さくらこ)と言いますが、電話やメール、SNSを使って相談の受付をしております。令和3年11月からは、国の夜間休日コールセンターと連携し、夜間や休日にも相談が可能な体制としているところです。

続きまして、(4)の学校における相談体制、情報提供の充実についてです。

北海道いじめ対策連絡協議会等で施策や取組の協議を行っているほか、全道の1,123校にスクールカウンセラーを配置し、相談対応を行っております。また、子ども相談支援センターでの相談や情報提供も実施しているところです。

続きまして、(6)の関係機関・団体等の連携による情報提供の充実についてです。

丸の二つ目は、先ほど申し上げました性暴力被害支援を行っている道の性暴力被害の相談窓口であるSACRACH(さくらこ)と連携して被害者支援を行っている医療機関の確保による支援体制の整備をしていくとともに、先ほども申し上げました犯罪被害者支援ハンドブックの配付などによって一層の連携の強化を図っております。

また、丸の三つ目は、患者等による医療機関の選択の支援を行うため、医療機関の医療機能情報をシステムで紹介させていただき取組を行っております。

そして、丸の五つ目になりますが、弁護士会との連携ということで、札幌の弁護士会でされている無料の被害者の電話相談の周知のほか、道と協働して無料相談会を行うなどの取組を行っているところです。

2ページをご覧ください。

施策名の2の支援充実のための人材育成の(3)の職員等に対する研修の充実等についてです。

知事部局、道警察本部、道教育委員会職員等を対象にした研修会を開催しており、市町村や関係団体で支援に携わる職員の方々にも参加をいただいております。昨年度は、オンライン開催を行い、参加者は89名となっております。

続きまして、(5)の誹謗中傷等を行わないための啓発活動の充実についてです。

インターネット利用の啓発活動や情報モラルに関する教育の充実ということで、インタ

ーネットを使うに当たっての注意点を掲載したリーフレットを昨年度作成しており、道内の中学校、高等学校に約5万部の配付を行っております。

続きまして、施策名の3の市町村・民間団体への支援等の(8)の高齢者虐待への対応、支援の展開、虐待防止のための体制づくり等の研修としまして、市町村や地域包括支援センター、介護保険施設を対象にした研修会を実施しているところです。

3ページをご覧ください。

(9)の障がい福祉サービス事業所等への支援についてです。

障がい者虐待に関する専門人材の育成を目指し、障がい者虐待への対応や支援の展開、虐待防止のための体制づくりの研修会を実施しております。昨年度はオンラインで実施し、障がい者福祉サービス事業者815名、医療・幼稚園・保育園関係者、特別支援教育関係者76名の参加をいただいているところです。

続きまして、重点課題の第2の損害回復・経済的支援等への取組についてです。

施策名の1の損害賠償の請求についての支援の(3)の自賠責保険支払いの適正化等の周知についてです。

北海道で設置しております交通事故相談所におきまして、自賠責保険に関する相談や制度の説明を行うリーフレットの配布等を行っており、昨年度の相談実績については268件となっております。

続きまして、施策名2の経済的負担の軽減の(2)性犯罪・性暴力被害者の医療費の負担軽減についてです。

丸の一つ目は道警で行っている医療費の公費負担となりますが、その下のポツの部分です。道警の医療費の公費負担と同様の内容となりますが、様々な事情をお持ちで道警に相談できないような被害者の方々のセーフティーネットとして、北海道でも道警と同じような性暴力被害の医療費の公費負担を実施しております。

続きまして、施策名3の居住の安定の(1)の道営住宅等への優先入居等についてです。

道営住宅に入居していただくとき、犯罪被害者の方については一般の申込みの方よりも当選率の引上げを行っております。また、犯罪被害者等の入居を拒まない賃貸住宅では、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度といった制度を使い、令和3年度末で1万5,917戸の登録をしております。

なお、要配慮者の入居に当たっては相談などがございますので、そういったものに対応するため、家賃の債務保証や賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、生活支援などを行う法人として昨年度で30法人を指定し、相談等に当たっております。

続きまして、(2)の被害直後及び中期的な居住場所の確保についてです。

丸の一つ目ですが、各児童相談所では一時保護などを行っているものの、それぞれの児童の実情に合わせ、児童福祉施設等での一時保護委託等を実施しております。

また、女性相談援助センターでも一時保護等を行っておりますが、夜間や休日のDVの相談対応を行うため、カウンセリングセンターに委託をしているものとなりますが、時間

の延長など、緊急時の対応を行っております。

4 ページをご覧ください。

重点課題の第3の精神的・身体的被害の回復・防止への取組です。

施策名1の保健医療・福祉サービスの提供についての(1)の障がいを負われた人への支援についてです。

交通事故による重度の後遺障がい者に対する医療費の充実等の周知ということで、独立行政法人自動車事故対策機構が行う重度後遺障がい者に対する介護料の支給等の制度といったものを交通安全録書や道のホームページを活用しながら紹介させていただいております。

(2)の性犯罪・性暴力被害者への支援の丸の三つ目の医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備についてです。

先ほどもお話をしたところですが、北海道が設置しております性暴力被害者支援センターSACRACH(さくらこ)の協力病院の医療関係者を対象とした研修を実施し、制度の支援の拡充をしております。

また、丸の四つ目になりますが、緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関一覧を作成し、公表することによって各関係機関で情報共有を行い、相談対応に当たっております。

続きまして、(3)の少年被害者への支援についてです。

児童相談所の夜間、休日における連絡体制の強化として、相談対応の充実のための一時保護協力員を配置し、時間の延長などに対応しております。

そのほか、児童家庭支援センターが全道8か所にございますが、そちらで地域の相談支援を行っているほか、市町村を対象とした児童虐待に対する専門研修の開催等を行っております。

続きまして、施策名2の安全の確保の(1)の再被害の防止に向けた取組の推進についてです。

丸の五つ目になりますが、配偶者からの暴力、DV、人身取引及び児童虐待の被害者の保護等に関する関係機関による連絡会議等の実施を行っております。また、丸の七つ目ですが、道教委の取組として、児童生徒の健全育成を図るため、学校教育指導や各種会議等を通し、警察や児童相談所等の関係機関との連携の在り方について指導助言等を行っております。

続きまして、(2)の配偶者からの暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待からの保護についてです。

1枚めくっていただき、5ページの上のほうの黒塗りのひし型のところをご覧ください。

一時保護等を適切に行っていくのはもちろんのこと、DV被害者の一時保護に当たっては、同伴する児童の保育支援や学習機会の確保、それぞれの児童の状況に応じた支援の充実、さらに、児童の保護が必要な場合には児童相談所で一時保護を実施するなど、関係機

関が連携し、支援に当たっているところです。

丸の一つ目については、先ほど説明をさせていただきました支援に当たる職員の研修会の関係になります。また、丸の二つ目ですが、民生委員に対する守秘義務の遵守等職務上必要な知識を習得することを目的とした民生委員児童委員研修会を開催しております。こちらは、新任者研修で、集合型と動画配信を合わせて263名の参加、また、専門研修では609名の出席をいただいております。

続きまして、重点課題の第4の刑事手続への関与拡充への取組です。

施策名1の刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等です。

(1)の日本司法支援センターとの連携と道民への周知についてですが、法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルや地方事務所の連絡先を各種リーフレットや道のホームページで紹介をさせていただくなど、連携を図っているところです。

6ページをご覧ください。

重点課題の第5の道民及び事業者の理解増進等の1の道民の理解の増進の(1)の道民に対する普及啓発の推進です。

まず、丸の一つ目になりますが、11月25日から12月1日の犯罪被害者週間に民間被害者支援団体等の関係機関と連携した街頭キャンペーン、広報啓発活動を実施しております。

昨年度は、カウンセリングセンター、道警、検察庁、弁護士会の方々にも出席をいただき、11月25日の北海道犯罪被害を考える日に啓発活動やパネル展等を実施しております。

そのほかには、先ほどもお話をさせていただきましたが、北海道弁護士会連合会と連携をした無料相談会を開催しております。また、下のほうに書いておりますが、7月13日の飲酒運転根絶の日、あるいは、12月4日から10日の人権週間、11月の児童虐待防止推進月間、11月12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動など、様々な機会を捉えた啓発等を実施しております。

丸の最後になりますが、北海道犯罪被害者等支援フォーラムの開催についてです。

昨年度はオンラインで開催し、102名の方に参加をいただいております。今年度につきましては、12月に開催を予定しており、今後、皆様方にご案内をさせていただく予定としておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

駆け足になりましたが、私からの説明は以上になります。

○事務局(本田道民生活課長) 続きまして、駿河課長補佐、お願いいたします。

○北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室(駿河課長補佐) それでは、私から第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画に基づく北海道警察の推進状況についてご説明いたします。

第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画における北海道警察が関係する施策は全部で6個ございます。本日は時間も限られておりますので、北海道警察が関係する施策のうち、

第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画から新規に掲載されております施策の推進状況についてご説明いたします。

資料1の3ページをご覧ください。

まず、(4)の海外での犯罪被害者に対する経済的支援についてです。

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族、または、障がいが残った日本国民へ弔慰金や見舞金を支給する国外犯罪被害弔慰金等支給制度がございます。

次に、(5)のカウンセリング等心理療法の費用の負担軽減についてです。

北海道警察におきましては、平成29年より、犯罪被害に起因して深刻な精神的不調を来した犯罪被害者等に対し、精神療法または心理療法の診療に要する費用を公費で負担する制度を運用しております。

犯罪被害者等というお話をしたのですけれども、この犯罪被害者等とは、被害者はもとより、被害者と被害者のご家族、被害者がお亡くなりになられた場合のご遺族を指しております。

国外犯罪被害弔慰金等支給制度につきましては、北海道警察ホームページで、精神療法または心理療法の診療に要する費用の公費負担の制度につきましては、犯罪被害者等へ配付する被害者の手引でも周知を図っております。

5ページをご覧ください。

中段の第3の精神的・身体的被害の回復・防止への取組という重点課題の3の保護、捜査、公判等の過程における配慮等についてのうち、(1)の職員等に対する研修の充実についてです。

男性やLGBTの方の性被害における被害者を含む性犯罪被害者の心情や障がい者の特性に配慮した捜査や被害者支援を推進するため、捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、性犯罪捜査研修会や性犯罪捜査専科などの研修の場におきまして、専門的知見を有する講師等を招いた講義を行うなどし、研修を充実させております。

続きまして、同じ5ページの重点課題第4の刑事手続への関与拡充への取組の中の(3)の医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進についてです。

全道で13院の協力医療機関から性犯罪証拠採取キット整備協力をしていただいておりますが、警察への届出を躊躇する被害者が、後日、警察への届出意思を有するに至ったときに備え、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力が得られている全道13の医療機関に滅菌綿棒などの性犯罪証拠採取キットを整備しております。

北海道警察からの報告は以上になります。

○事務局（本田道民生活課長） それでは、ただいまの資料1と資料2の説明についてご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 事務局から補足説明させていただきます。昨年の懇談会

の場で、山田委員長から、弁護士会として無料の弁護士相談会を道内4か所で開催するが、その周知をしっかりとやってほしいというご意見がございました。今年度につきましては、各エリアの報道機関に投げ込み、地域関係者に周知しております。また、全ての犯罪被害者支援関係者と市町村にもこれから周知を行い、11月25日の北海道の犯罪被害者支援の日から12月8日までの期間、しっかりと連携し、開催していただく体制とさせていただいております。

周知等をしっかりと行い、ぜひ活用されるように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○北海道医師会（目黒常任理事） 北海道は、2次医療圏だけで21あるのですが、先ほど、第4の1の（3）のところで、証拠というか、試料の採取を委託している医療機関が13とおっしゃいましたよね。これはどこかに偏っているということはないのか、相談するときに被害者がどういうスキームでそこに到達するかについてご説明はありますか。

○北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（駿河課長補佐） 13院についてですが、札幌市内で4か所、函館市内で4か所、旭川市内で2か所、釧路市内で1か所、帯広市内で1か所、北見市内で1か所です。

警察は、札幌方面、函館方面、旭川方面、釧路方面、北見方面の5方面で構成しているのですが、その中で今お話をした病院に配置協力が得られているということです。

このほか、各種警察活動を通じて協力していただけるような病院がもしあったならば、順次、協力病院を増やすことも可能です。

○北海道医師会（目黒常任理事） SACRACH（さくらこ）との関係はどうなるのでしょうか。ダブっていたりしないのですか。

○事務局（讃岐道民生活課長補佐） 証拠採取についてはあくまでも捜査の一環としてやるものとなります。

SACRACH（さくらこ）の協力病院はもう少し多いのですが、実際に証拠を採取していただくに当たっては、証拠の採取方法が、細かく規定されており、研修等を受けなければ正しく採取ができず、証拠能力がなくなってしまうということもありまして、なかなか難しいと考えております。

ただ、SACRACH（さくらこ）で相談を受けている場合は、警察に相談されるのかどうかによらず、まず、被害に遭いましたということで相談を受け付けることとなっており、SACRACH（さくらこ）から医療機関につなぐ場合は、そういったキットがあるなしにかかわらず、相談された方が行きやすい最寄りの医療機関をご紹介させていただくことになろうかと思っております。

○北海道医師会（目黒常任理事） すぐは無理としても13院では足りないなと思っておりますし、これから時間をかけてでも少しずつ増やしていくというようなことがあればと思えました。被害者の方はここにばかりいるわけではなく、いろいろなところにいると思っておりますので、そういう方向性があればということです。

○事務局（本田道民生活課長） そのほかにご意見やご質問等はございませんか。

○北海道臨床心理士会（山元被害者支援担当理事） カウンセリング等心理療法の公費負担制度についてご質問をさせていただきます。

被害者支援の手引等を犯罪被害者等に対する周知に努めますと書かれているのですが、例えば、私設のカウンセリングリングルームなどで心理療法をやられているところへの周知はどの程度されているのか、お伺いいたします。

○北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（駿河課長補佐） 現行の制度は、原則、保険適用になる診療機関としております。

今後、当然のことながら拡充も視野に入れて検討していきますが、現状では、こちらで犯罪を認知した際、精神的負担が大きいような被害者の方に対して、当室の心理専門官2名、道警全体では5名の臨床心理士、公認心理師の資格を持った心理専門官が本人と面談したり電話で話したりする中でその被害者の方に一番適する精神的負担を軽減するための措置を個別に判断し、その後、病院受診を勧めたりということを行っているところです。

○北海道臨床心理士会（山元被害者支援担当理事） 医療機関といっても、犯罪被害にたけたところはまだまだ少ないところなのかなと思っております。また、犯罪被害に関する被害者支援については、私設でカウンセリングルームを開かれている先生の中にはトラウマケアに特化した心理療法をなさっている方もいらっしゃいますし、比較的柔軟に動くことが可能かと思えます。早くにケアが必要な方を相談機関につなげるためには、こういったところまで手を広げていただけますと被害者の方にとって力になるのではないかなと感じました。

○北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（駿河課長補佐） 現実的なお話を差し上げると、実際に精神的な医療機関につながろうと思っても、受診を受け付けている病院は予約がいっぱいということがありまして、被害者に病院を勧めるのですが、被害者の方から1か月待ちと言われました、2か月待ちと言われましたというようなことが結構ございます。これは警察だけではどうにもならないので、今後の課題として、時間短縮できる方法はないのかななどを模索しているところです。

○事務局（本田道民生活課長） そのほかにご意見やご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（本田道民生活課長） ご質問がないということですので、この基本計画の推進状況についてはこれにより取りまとめさせていただきます。今回、ご意見をいただきましたものは、関係部局とも連携しながら、次年度に向けて施策を発展させていきたいと考えております。

次の議事に進めさせていただきます。

議事（2）の犯罪被害者支援条例の必要性についてです。

駿河課長補佐から説明をお願いいたします。

○北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（駿河課長補佐） 引き続きまして、私

から犯罪被害者支援条例の必要性についてご説明いたします。

まず、犯罪被害者支援の基礎となる犯罪被害者等基本法が平成16年に制定されておりますが、その第5条に地方公共団体の責務が規定されており、地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定して実施するということが地方公共団体の責務として明示されております。

また、この基本法の中には、国や北海道などにおいて、犯罪被害者支援のための具体的施策が盛り込まれた犯罪被害者等基本計画を策定することになっております。国においても第4次犯罪被害者等支援基本計画を令和3年3月につくられているのですが、その中にも地方公共団体における犯罪被害者支援特化条例の制定に関する計画が盛り込まれております。

犯罪被害者支援の特化条例とは、犯罪被害者等支援を目的とした支援の実効的な事項を盛り込んだものを言います。現状、特化条例を制定しているのは、北海道179市町村中、9市町村にとどまっております。

そのほか、犯罪被害者支援に関する条例がないのかと申しますと、実はそうではありません。いわゆる生活安全条例というものになるのですが、安全、安心に関する条例がほとんどの自治体で施行されておまして、長の責務として犯罪被害者を支援していきますというような一文が条例の中に盛り込まれておりますが、犯罪被害者のために具体的に何をするのかが見えません。

そんな中、自治体側もそうですけれども、そこにお住まいの住民に対し、自分のまちは犯罪被害に遭ったときにこういう支援をしてくれるのだというものを特化条例で明示することにより、住民に対する安全、安心をまちの姿勢として表明できるのではないかと申すことで特化条例が必要ではないかなと考えております。

ちなみに、先にご説明すればよかったですのですが、国の第4次犯罪被害者等基本計画の中で地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進という項目があり、警察において地方公共団体で総合的、計画的な犯罪被害者等支援を促進するため、警察としていろいろな情報を提供したり、地方公共団体において条例の制定等に向けた検討などをする際に警察が協力するというような国の基本計画に基づきまして私から特化条例の必要性に関する説明をしているところです。

ここで資料の数字の訂正をお願いいたします。

全国の特化条例制定状況という表で、令和3年4月1日現在となっているのですが、令和4年4月1日現在、都道府県につきましては、北海道を含む39都道府県で82.9%の都道府県で特化条例制定が進んでおります。また、政令指定都市につきましては11市で55%、市町村数は384となります。

北海道につきましては、先ほどお話をしたとおり、9市町村において特化条例が制定されております。最近で申しますと、今年の4月1日から施行されたのですが、道南の檜山管内のせたな町で特化条例が制定されております。また、道南の知内町におきましても特

化条例が議会で可決したという報告が私のほうに届いておりますので、知内町を含めますと北海道内10市町村となります。ただ、進捗率でいくと全国の22.3%を大きく下回っております。

ここ最近でいいますと、見舞金制度を盛り込んで特化条例を制定する市町村がほとんどでございます。犯罪被害者は経済的負担を強いられます。国では犯罪被害給付制度というものがあり、状況、状態だとかにもよるのですけれども、故意による犯罪により死亡した方のご遺族には最大3,000万円近く支給するというものですが、その給付制度のお金の支給までには相当日数がかかります。

ただ、犯罪被害者は、犯罪被害に遭ったその日からいろいろな経済的負担を強いられます。例えば、殺人事件の被害者のご遺族が遠方にお住まいの場合は、殺人事件があった場所まで、交通費、宿泊費、葬儀費用などの経済的な負担を強いられます。そういったときに市町村から一時金の性格を有している見舞金を素早く支給することによって犯罪被害者等の経済的負担を速やかに軽減してあげるということで各市町村において見舞金制度を盛り込んだ特化条例を制定しているということです。

ちなみに、北海道内では、現在、9市町村が特化条例を制定しているというお話もしましたが、そのうち、見舞金制度を導入している自治体は北斗市と広尾町とせたな町の3自治体になります。

なお、札幌市は特化条例の制定はないのですが、札幌市の要綱の中で、見舞金制度を含め、各種福祉保健サービスに関する経済的負担軽減のための制度が確立されております。

見舞金制度導入自治体に関しては次のページの資料になります。

札幌市につきましては、遺族見舞金として30万円、重傷病見舞金として10万円となっております。また、札幌市は性犯罪被害者に対しても10万円の支給をするという要綱のつくりになっております。

性犯罪というのは、いわゆる強制性交等の被害に遭った方が対象になっております。そのほか、北斗市、広尾町、せたな町につきましては、遺族見舞金が30万円、重傷病見舞金が10万円となっております。

最後に、特化条例を根拠として、自治体が主体となって犯罪被害者支援を行ったケースについてご説明をします。

こちらは弁護士会連合会のシンポジウムで大鹿先生からもお話があったと思うのですが、1997年に発生した神戸連続児童殺傷事件の際のものです。加害男性である少年Aが事件の経緯、犯行後の社会復帰に至る過程をつづった「絶歌」という手記を2015年に販売しましたが、兵庫県の明石市はその頃には既に特化条例を制定しておりました。

条例の中に二次的被害の発生防止について配慮するという規定があったのですが、市と市民の責務を根拠として、市民に対して書籍の購入への配慮を求める文書を市から市民宛てに発出し、ご遺族の精神的負担軽減を図ったというものです。

今も犯罪被害に苦しんでいる人は多くおります。また、誰もが犯罪被害者等となる可能

性がございます。私からは、全道各市町村で犯罪被害者支援に特化した条例制定が活発に進んでいくことを祈念いたしますとともに、今日ご出席の方々に、あらゆる機会を通じ、特化条例にはこういうメリットがあるというお話をさせていただき、広げていただければと思っております。

前田代表から配付されている交通事故被害者の会の会報の66号でも、9ページに内藤弁護士のコラムが掲載されていて、北海道内市町村の犯罪被害者支援特化条例について記載されております。こちらもお覧になっていただき、特化条例を制定しようと手を挙げてくれる自治体がどんどん増えることを祈っております。

○事務局（本田道民生活課長） ただいまの資料の説明につきまして何かご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

○北海道弁護士会連合会犯罪被害者支援委員会（山田委員長） 日頃から、道弁連の犯罪被害者支援委員会、また、札幌弁護士会の犯罪被害者支援委員会には緊密な連携をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

この会議が始まる前にこのリーフレットをどういう理由でつくったのでしょうかという質問をさせていただいたのですけれども、各市町村からの条例に関する問合せにお答えするために作成したという趣旨でありました。内容も非常に分かりやすく、素晴らしいものだと思うのですけれども、結論として、資料3をそっくり179市町村に配付してはどうかという意見を持っております。

逆転の発想で、問合せが来たらこれで答えるというのも一つの方法ですけれども、これを配付しておくということです。それで問合せもしやすくなるだろうし、どうしたらいいかという具体的な質問も来るかと思うので、この資料を179市町村に配付していただけないかと思っています。

それは、国の基本計画を受けた北海道の第4次基本計画でも、市町村、民間団体への支援等のところで、犯罪被害者等の支援施策に関する情報提供等を積極的に行う必要があるとあります。その情報提供を積極的に行うということの一つにこういった条例に関する必要性に関する資料も入るのではないかなと考えております。これを配付した上で問合せを受けることは、くまなく市町村に条例制定を求めるということに効果的かなというのが私の率直な感想です。

それから、全く違うことで、先ほど「絶歌」のことを説明されましたけれども、私もこの事件をよく知っております。明石市には14店舗の本屋があるのです。明石市は市立図書館にはこの本は置かなかったのですけれども、その14店舗の本屋に先ほどおっしゃったような要請文を送ったのです。そうすると、店舗は、それを理解し、この本を店舗から撤去した、置かなかったという流れとなりました。

特化条例の中に2次被害防止のための施策をきちんと設けて、市民、事業者に理解を願うというのは極めて大事なことなので、やはり、特化条例はそういった面からも必要と考えている次第です。

○事務局（本田道民生活課長） 山田委員長、ありがとうございます。

一つ目の全市町村に配付してはどうかという質問について、道警察として、いかがでしょうか。

○駿河北海道警察本部警務課犯罪被害者支援室課長補佐 配付の件につきましては持ち帰らせていただきたいと思います。

○事務局（本田道民生活課長） それでは、特化条例、支援条例の関係につきまして、事務局から道の取組等の状況を説明してください。

○事務局（釧路道民生活課長補佐） 北海道の支援条例の関係の取組についてです。

先ほども説明をさせていただきました市町村などを対象にした職員研修、今後ご案内しますと説明したフォーラムを開催しております、その中で犯罪被害者支援ハンドブックを活用するなど、市町村と情報共有を図るとともに、条例制定に関する情報の提供を行っているところです。

今年度は、先ほど山田委員長からお話があったとおり、北海道弁護士会連合会主催のシンポジウムで特化条例の制定についてテーマにされておりました、北海道としては全道の市町村に案内を配付いたしました。また、先ほども説明しております被害者週間の11月25日から12月1日の街頭啓発やパネル展、無料相談会を行う中で条例制定に関する情報も発信をしているところです。

今後は、特化条例の見舞金制度のある市町村の情報の共有をしていくということもできますし、道主催のフォーラム等で、例えば、制定市町村から発表や説明をいただくということも可能かと思っております。また、当然のことながら、道警と連携しながら取組を実施していくことになるのかなと考えております。

現在の取組を継続していくことに加え、市町村に条例をつくっていただくということもそうですけれども、そもそもの被害者支援が必要でありますから、そうした必要性についても理解が進むように働きかけを継続してやってまいります。

○事務局（本田道民生活課長） やはり、犯罪被害者の支援の理解を進めるということ、あるいは、いざというときにきちんと行政のほうで関係者とともに実施に移せるようにするためには条例の制定は非常に重要な意味を持ちますので、皆様のそれぞれのお立場の中で機会を捉えて、犯罪被害者の支援の条例を制定に向けて、示唆していただければと考えております。

ほかにいかがでしょうか。

○北海道交通事故被害者の会（前田代表） この条例を全都道府県で、そして、全ての市町村でという願い、運動についてです。

被害者が創る条例研究会というものがあまして、たしか、8年前の発足です。私はハートバンドという全国の被害者団体にも関わっていますけれども、連携して取り組みを始めました。その当時の条例制定県は全国でも未だ数県でしたが、そこから本当に急速に増え、基本法具現化への貴重な歩みとなっています。

つい最近、鳥取でシンポジウムがあり、私もオンラインで視聴して、今の課題等について考えるところもあったのですが、今お話があったように、道は基本法を具現化するための市町村条例制定のセンター機能を果たしていただきたいと思っております。今日、このリーフレットの提示を受け、大変心強く思っているところです。

その中で課題として考えていることを幾つか述べさせていただきたいと思っております。

一つ目ですが、犯罪被害者支援と言いますが、被害者の尊厳、権利の実現というのは被害者のためだけではないわけです。そのことを改めて私たちは感じるわけです。憲法で保障された生命権、幸福追求権、自由権が侵されるのが犯罪ですが、それから守るとするのは被害者の尊厳、権利だけではないわけです。支援する側、される側という関係ではなく、同じ方向を向いて取り組む、それが基本法の具現化の道だと思っております。

そういう立場で幾つか申し上げます。

条例がなぜ市町村に必要なかといいましたら、国、都道府県、市町村では役割が全然違うからです。身近な市町村に対応窓口がなければ、対象となる人がいても全然行き着きません。全国の都道府県で条例が今できつつあるのは大きな到達点ですが、そこからさらに全ての市町村レベルに行かなければやはり不十分なわけです。その基礎がつけられたので、それを進めていただきたいと思っております。

また、なぜ特化条例が必要なかといいましたら、札幌市の要綱はかなり限定的なのです。たしか犯罪対象に交通犯罪が入っていないのです。生命・身体犯と性被害が入っていますけれども、被害の定義が基本法と違っているのです。

基本法に基づいた被害、被害者等の定義は、道も基本法にのっとっていますけれども、法にのっとった条例が全ての市町村でつくられなければ限定的になってしまいます。そして、そうであれば理念も崩れていくわけです。そんなことを改めて感じたしだいです。

そこで、細かいことになりますけれども、例えば、見舞金という言い方ではなく、支援金という言い方にしたほうが良いと私は思っています。今、日本は非常に遅れているという面がまだありますので、それを是正していくという意味でも言葉は非常に大事だと思っております。実は、札幌市は要綱を見ますと支援金なのです。見舞金という言い方でずっとやっていきましたら、国、都道府県、市町村レベルで違ってきます。それを明確にするためにも生活を立て直すための支援金給付という位置づけをしっかりとすべきだと思えました。

そして、原理原則のことです。

被害者が創る条例研究会で課題として言われているのですが、迅速、公平、無償、使いやすいという四つに全て照らしてどうなのかで考えなければいけません。日本の被害者問題に対する認識は遅れているわけですが、その遅れを取り戻すために見直さなければならない、そこに照らして考えなければならないと思っております。

今のままでは、一番身近なところに窓口がなく、理念だけで終わっている状況です。条例は次に踏み出す根本的に変えていく一歩である、出発点であると考え、今の取組を通し

て確かな理念を共有していくことが非常に大事で、そんなことから今日の論議は非常に重要だと思って聞いておりました。よろしくお願ひします。

○北海道弁護士会連合会犯罪被害者支援委員会（山田委員長） 札幌市には要綱があります。すばらしい要綱で、横浜市の条例を参考につくったのですけれども、経済的な補助だけをピックアップして要綱としたものです。令和3年1月から12月まで753万円ほどの実績を上げていると聞いています。

それは確かにすばらしいのですけれども、被害者支援というのは経済的な補助だけではありません。先ほどの絶歌事件のことを説明しましたとおり、市民に2次被害を与えないという配慮義務、それから、事業者の義務、具体的に言えば、被害者が裁判に行きたいと言ったとき、社長から忙しいから行くなと言われる、これでは困るわけで、休暇を取りやすくするなど、事業者の協力義務もきちんと条例の中に盛り込んだのが被害者特化条例なのです。

これから札幌市に対しても要請活動を委員会としてやるのですけれども、札幌市の要綱はそういうものであるということをご理解ください。また、前田さんもおっしゃったように、特化条例というのはそれだけではないのだということをご理解願えればよろしいかなと思います。

いろいろな協力を皆さんから願うところがあると思うのですけれども、札幌市の条例は、否定はしませんけれども、被害者の支援においては一面を捉えているだけであるということをご理解していただければ幸いです。

○事務局（本田道民生活課長） 前田代表、山田委員長、ありがとうございました。

これから道と道警で条例の制定を促進していく上でも非常に重要なご示唆だったと考えております。

最後に、議事（3）のその他に入らせていただきます。

何かご意見やご質問等はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（本田道民生活課長） 事務局からお伝えすることはございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（本田道民生活課長） 皆さん、本日お配りいただいた資料をご覧になっていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

4. 閉 会

○事務局（本田道民生活課長） それでは、本日の懇談会についてはこれで終了させていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、皆様にご確認をいただいた上で道のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、いろいろと貴重なご意見をいただきました。それらにつきましては、道、道警、

あるいは、関係部局の次年度に向けた施策に反映させていただこうと考えております。

以上をもちまして令和4年度北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会を終了いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございました。

以 上